

岩沼市議会行政視察の受入れに伴う手続に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岩沼市議会が行政視察を受け入れ、岩沼市（以下「市」という。）が保有する行政情報を提供する際の手続について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「行政視察」とは、他の地方公共団体の議会（随行等により行政視察に参加する他の地方公共団体の職員等を含む。）（以下「視察者」という。）が市の特性を生かした地域独自の諸政策の実施状況や実態について訪問又はオンラインの方法により対面での調査又は研究（情報交換を主目的とするものを除く。）を行うことをいう。

(事務分担)

第3条 行政視察の受入れに係る各種調整は、議会事務局において行うものとする。

2 前項の行政視察の調査事項に係る説明及び説明資料の作成は、当該調査事項に関する業務を所管する課、室等に依頼するものとする。

(行政視察の受入れ)

第4条 行政視察の受入れは、1回につき2人以上の視察者に対して、開庁日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分までの間に行うものとし、標準所要時間は2時間以内とする。ただし、議長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(費用の徴収)

第5条 市は、行政視察の受入れに係る費用として、視察者1人当たり2,000円を徴収するものとする。

(費用徴収の方法)

第6条 前条の費用に係る請求は、納入通知書の発行により行うものとする。

(徴収の免除)

第7条 議長は、視察者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第5条の規定にかかわらず、同条に規定する費用の徴収を免除することができる。

- (1) 姉妹都市又は友好都市に属する場合
- (2) 宮城県内の市町村に属する場合
- (3) 東日本大震災からの復旧及び復興に係る行政視察を主な目的として行う場合
- (4) 当該行政視察に当たり、岩沼市内の宿泊施設に宿泊する場合

- (5) 過去2年以内に岩沼市議会議員が行政視察を行った実績がある市区町村に属する場合
- (6) 行政視察受入日から半年以内に岩沼市議会議員が行政視察を行うことが決定する市区町村に属している場合
- (7) 前各号に掲げるもののほか、議長が必要と認める場合
(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、行政視察の受入れに伴う手続に関して必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。
(施行前依頼の取扱い)
- 2 この告示の施行の日前に依頼がなされた行政視察については、従前の取扱いに準じて受け入れるものとする。